

相楽東部広域連合立学校修学旅行実施基準

(平成30年3月30日教育委員会告示第23号)

相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則（平成21年4月1日教委規則第8号）第8条の規定に基づく修学旅行の実施基準を次のとおり定める。

記

相楽東部広域連合立学校修学旅行実施基準

1 ねらい

修学旅行のねらいは、学習指導要領の趣旨、内容を踏まえ、次によること。

- (1) 学年の児童又は生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深めるとともに、規範意識を身に付け、課題を解決する資質・能力を育成する。
- (2) 平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、各教科等における学習を拡充し、よりよい人間関係と豊かな情操を育成する。

2 形態

修学旅行の形態は、次によること。なお、実施にあたっては、修学旅行のねらいが十分達成され、学校の特性及び児童又は生徒の発達段階に応じたものとなるよう配慮し、小学校、中学校の一貫性に立って計画すること。

- (1) 宿泊施設の利用による宿泊を伴う集団活動の学習とし、現地での見学や体験を含める内容とすること。
- (2) 小学校又は中学校、それぞれ在学中1回実施すること。

3 日数、範囲等

- (1) 日数は、小学校が1泊2日以内、中学校が2泊3日以内とすること。ただし、車船泊は避けること。
- (2) 実施学年は、最終学年とすること。
- (3) 実施の時期は、学校において定めること。
- (4) 上記によりがたい特別な事情がある場合には、事前に教育長と協議すること。

4 経費

修学旅行に要する経費は、学校の地域性、旅行日数等に応じて必要最小限にとどめるよう配慮すること。

5 児童、生徒の参加

学校行事として実施されるものであることから、当該学年の全児童生徒の参加を原則とすること。

6 実施計画書等の提出

(1) 修学旅行実施計画書

校長は、修学旅行を実施する日の3か月前までに、修学旅行実施計画書（様式第1号）に関係書類を添えて、教育長に提出する。

なお、上記によりがたい特別な事情がある場合には、事前に教育長と協議すること。

(2) 修学旅行実施計画承認通知書

教育長は、上記計画書の審査を行い、適正と認めたときは、修学旅行実施計画承認通知書（様式第2号）により、学校長に通知する。

(3) 修学旅行実施報告書

校長は、当該年度の修学旅行終了後1か月以内に、修学旅行実施報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、教育長に提出する。

7 修学旅行実施に関する留意事項

(1) 日程を計画するにあたっては、現地での活動が、第1日の昼ごろから行われるようにするなど、修学旅行のねらいが十分達成されるよう配慮すること。

(2) 現地の状況や現地までの行程を事前に調査するなど、児童生徒の事故防止に万全を期すること。

(3) 利用交通機関については、鉄道、バス及びフェリーとすること。なお、これによりがたい場合には、事前に教育長と協議すること。

附 則

1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

学校名 相楽東部広域連合立 学校
学校長 ⑩

修学旅行実施計画書

年度の修学旅行計画書を作成したので、相楽東部広域連合立学校修学旅行実施基準第 6 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

1 添付書類

- (1) 修学旅行の行程が分かる書類
- (2) 修学旅行費の内訳が分かる書類
- (3) 修学旅行参加者名簿
- (4) 修学旅行の要項等

様式第 2 号

年 月 日

学校名 相楽東部広域連合立 学校
学校長 様

相楽東部広域連合教育委員会教育長 ㊟

修学旅行実施計画承認通知書

年度の修学旅行計画書については、相楽東部広域連合立学校修学旅行実施基準第 6 の規定に基づき承認したことを通知する。

様式第 3 号

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

学校名 相楽東部広域連合立 学校
学校長 ⑩

修学旅行実施報告書

年度の修学旅行が終了したので、相楽東部広域連合立学校修学旅行
実施基準第 6 の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 添付書類

- (1) 修学旅行費実績額の内訳が分かる書類
- (2) 修学旅行参加者名簿
- (3) 修学旅行（事業）の成果を示す写真等